

教職員の懲戒処分の公表基準の一部改正 新旧対照表

新	旧
H14. 8. 26制定 H15. 4. 1 改正 H16. 4. 1 改正 H23. 1. 14改正 H26. 5. 1 改正 教職員の懲戒処分の公表基準 平成26年5月1日 愛媛県教育委員会 愛媛県教育委員会が、地方公務員法に基づいて実施した懲戒処分については、次の基準により公表することとする。 1～3 省略 4 公表内容 (1) <u>免職又は停職の場合は、処分年月日、処分内容、被処分者の所属（課所名、学校名）、職名、氏名、年齢、性別、処分事由（事案の概要）とする。</u> (2) <u>減給又は戒告の場合は、処分年月日、処分内容、被処分者の所属（事務局、教育機関、公立小学校、公立中学校、県立学校）、職名（事務局：課長級、係長級、一般職員等 学校：校長、教頭、教諭等）、年齢（何十歳代）、性別、処分事由（事案の概要）とする。ただし、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や、警察等で所属や氏名等が公にされている場合については、所属（課所名、学校名）、職名、氏名、年齢も公表する。</u> 5・6 省略	H14. 8. 26制定 H15. 4. 1 改正 H16. 4. 1 改正 H23. 1. 14改正 教職員の懲戒処分の公表基準 平成23年1月14日 愛媛県教育委員会 愛媛県教育委員会が、地方公務員法に基づいて実施した懲戒処分については、次の基準により公表することとする。 1～3 省略 4 公表内容 (1) <u>公表する項目</u> <u>処分年月日、処分内容、被処分者の所属（事務局、教育機関、公立小学校、公立中学校、県立学校とする。）、職位（事務局：課長級、係長級、一般職員等 学校：校長、教頭、教諭等）、年齢（何十歳代）、性別、処分事由（事案の概要）とする。</u> (2) <u>公表しない項目</u> <u>所属課所（学校）名、氏名等、個人が特定される情報は公表しない。</u> <u>なお、収賄事件又は横領事件など非行内容が重大で、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や、警察等で所属や氏名等が公にされている場合については、所属課所（学校）名、氏名、年齢も公表する。</u> 5・6 省略